

白山市津波避難計画



平成29年11月

白山市

目 次

第1章 総則	
1 目的	1
2 計画の修正	1
3 用語の意味	1
第2章 避難計画	
1 津波浸水想定区域の設定	2
2 計画の概要	2
第3章 初動体制	6
第4章 避難誘導等に従事する者の安全の確保	6
第5章 津波情報等の収集・伝達	
1 基本方針	7
2 津波警報等の種類及び発表基準等	7
3 地震及び津波警報等発表の流れ	10
4 津波に関する予報の伝達	11
5 津波情報の種類と発表内容	12
6 津波情報の周知	13
第6章 避難情報の発令	
1 発令基準	14
2 伝達方法	14
第7章 津波対策の教育・啓発	14
第8章 避難訓練	15
第9章 その他の留意点	
1 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策	15
2 要配慮者の避難対策	15

第1章 総則

1 目的

この計画は、津波が発生した場合に、その発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、住民等の生命と身体の安全を確保するための避難計画である。

2 計画の修正

この計画は毎年度検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

3 用語の意味

この計画において使用する用語の意味は次のとおりである。

(1) 津波浸水想定区域

最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水が想定される区域をいう。

(2) 避難対象地域

津波が発生した場合、住居地域に浸水の恐れがある地域で、(1)の津波浸水想定区域に基づき、原則として町会の単位により指定する。

なお、津波浸水想定区域の沿岸部において、住居地域に浸水が想定されていない町会においても、津波が発生した場合、海岸及び川沿いに決して近づかない、場合によっては、避難行動をとる（注意を要する）必要がある。

(3) 避難経路

避難する場合の経路で、地域の特性を考慮し、町内会や自主防災組織、住民等が協議して設定し、避難は原則徒歩によるものとする。

(4) 指定緊急避難場所（津波）

津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。市が指定するもので、原則として避難対象地域（津波浸水想定区域）の外に定める。

(5) 二次避難施設（指定避難所）

住宅が損壊した被災者等が比較的長期にわたって避難する施設。市が指定するもので、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等を供給する。

第2章 避難計画

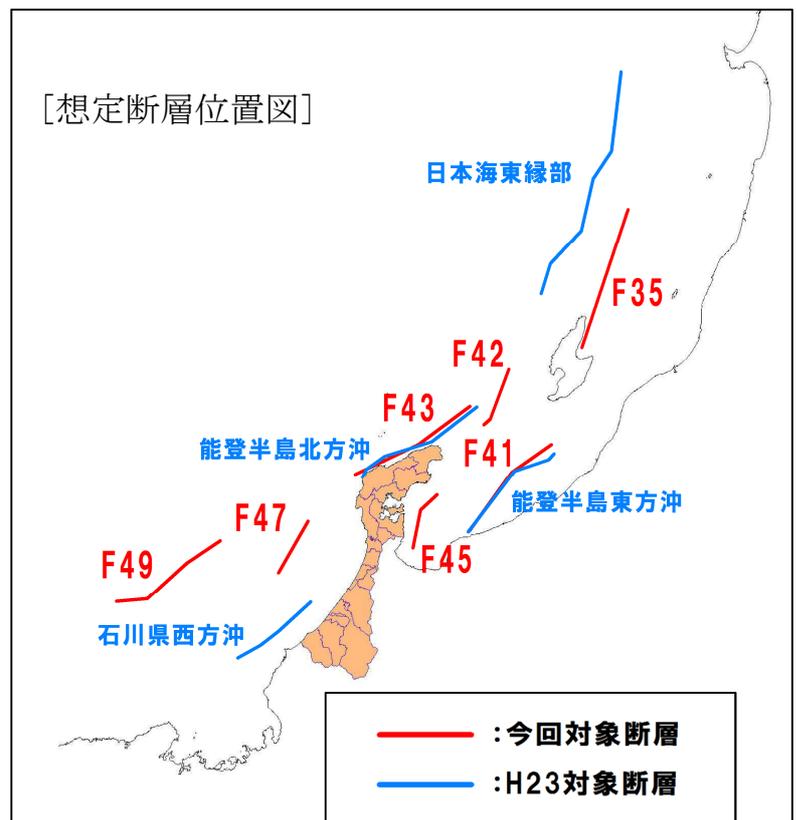
1 津波浸水想定区域等の設定

平成26年8月に国が設定した断層モデルに基づき、平成29年5月に石川県が「県津波浸水想定区域図」の見直しを行ったため、その結果に基づき、市の沿岸部全域を津波浸水想定区域として設定する。

2 計画の概要

(1) 前提条件（県津波浸水想定区域図）

	平成23年度の想定	見直し後の想定
対象断層	県設置の有識者検討会の検討結果を踏まえた 4断層	国が設定した60断層の中で本県に最大の津波をもたらす 7断層
想定手法	土木学会の手法を参考に県有識者検討会で設定 (例) 津波が堤防を越えても堤防は破壊されない	津波防災地域づくりに関する法律に基づき国が設定した手法 (例) 津波が堤防を越えた場合、堤防は破壊される



(2) 津波浸水面積及び想定区域

津波による被害のおそれがある区域は、市の沿岸部全域とし、海岸周辺では十分な警戒を行うとともに、災害時の避難の必要性を十分に理解する必要がある。

詳細については、県津波浸水想定区域図を参照のこと。

なお、津波浸水想定区域図は、細かい地形が反映されていないことから、不測の事態等も想定されることに留意する。

	浸水面積 (km ²)								
	見直し後			H23			増減		
	住居 地域	非住居 地域	計	住居 地域	非住居 地域	計	住居 地域	非住居 地域	計
白山市	0.00	0.48	0.48	0.01	0.51	0.52	▲0.01	▲0.03	▲0.04

津波浸水想定区域 (町名)	
松任	八田町から石立町までの海岸線、相川新町の一部
美川	鹿島町から湊町9区までの海岸線及び手取川沿い

(3) 津波が最も高くなるケース (【 】及び()はH23調査の最大津波高・断層)

到達地域	断層	最大津波高	影響開始時間	最大津波到達時間
松任海岸 (相川町～八田町)	F42 (M7.28)	3.4m 【3.4m】 (北方沖)	99分	111分
松任海岸 (石立町～徳光町)	F47 (M7.12)	3.0m 【3.7m】 (北方沖)	19分	23分
手取川河口 (湊町～鹿島町)	F49 (M7.39)	3.6m 【5.3m】 (西方沖)	30分	34分

(4) 津波が最も早く到達するケース

到達地域	断層	最大津波高	影響開始時間	最大津波到達時間
松任海岸 (相川町～八田町)	F47 (M7.12)	3.1m	19分	23分
松任海岸 (石立町～徳光町)		3.0m		
手取川河口 (湊町～鹿島町)		2.4m		

※H23 県調査における津波が最も早く到達するケース (西方沖の第一波到達時間)

手取川河口～松任海岸－17分～19分

(5) 避難対象地域町内会

避難対象地域町内会		指定緊急避難場所(海拔：m)	二次避難施設 (指定避難所) 【津波】(海拔：m)
松任	相川新町町内会	北陸自動車道緊急避難場所(8.9) 御手洗コミュニティセンター(7.9)	御手洗コミュニティセンター(7.9)
美川	美川永代町西町内会 美川浜町西町内会	美川地域防災コミュニティセンター(8.2) はくさん信用金庫美川支店屋上(約19)(※敷地は10.8) 美川スポーツセンター(9.0)	美川スポーツセンター(9.0)

○ 相川新町



※避難可能距離は、より遠方へ避難することを制限するものではない。



○ 美川永代町西・美川浜町西



※避難可能距離は、より遠方へ避難することを制限するものではない。



(6) 沿岸部が津波浸水想定区域となっている町内会

地域	地区	(町)	地域	地区	(町)
松任	笠間	石立町	美川	蝶屋	鹿島町
		松本町			蓮池町
	宮保	小川町			平加町
		上小川町		美川	美川永代町西
	出城	竹松町			美川浜町西
	御手洗	徳光町		湊	湊町8区
		浜相川区			湊町9区
		相川新町			
		村井新町			
	旭	八田町			
		一塚町			
		倉部町			

※津波が発生した場合は、津波情報を確認し、沿岸部や川沿いに決して近づかず、より高い場所へすみやかに避難する。

第3章 初動体制

津波及び高潮に関する注意報、警報、特別警報が発表された場合の職員の参集体制は「白山市職員防災マニュアル」による。

第4章 避難誘導等に従事する者の安全の確保

避難広報や避難誘導等を行う市職員、消防団員、民生委員、防災関係機関等の安全確保に努める。

第5章 津波情報等の収集・伝達

1 基本方針

大津波警報・津波警報・津波注意報の発表時又津波災害の発生時には、津波被害の軽減、拡大防止を図るため、津波情報及び津波警報・注意報等を各機関の有機的連携のもとに迅速かつ的確に収集し、伝達する。

また、その他の災害応急対策を速やかに確立し、迅速に職員の動員を行う。

(1) 津波警報等伝達系統

気象庁が発表した津波警報等は、津波警報等伝達系統図により直ちに関係機関へ伝達する。

(2) 警察本部、NTT西日本金沢支店、放送機関、県

- ① 警察本部、NTT西日本金沢支店は他のすべての通信を中断して市へ伝達し、放送機関は番組を中断して放送する。
- ② 県は、県防災行政無線により市に伝達するほか、一般の気象警報の伝達に準じて、防災関係機関に伝達する。

2 津波警報等の種類及び発表基準等

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。

その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

(2) 警報・注意報等の種類、発表基準等

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記しない)	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

(注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(3) 津波警報等の留意事項等

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

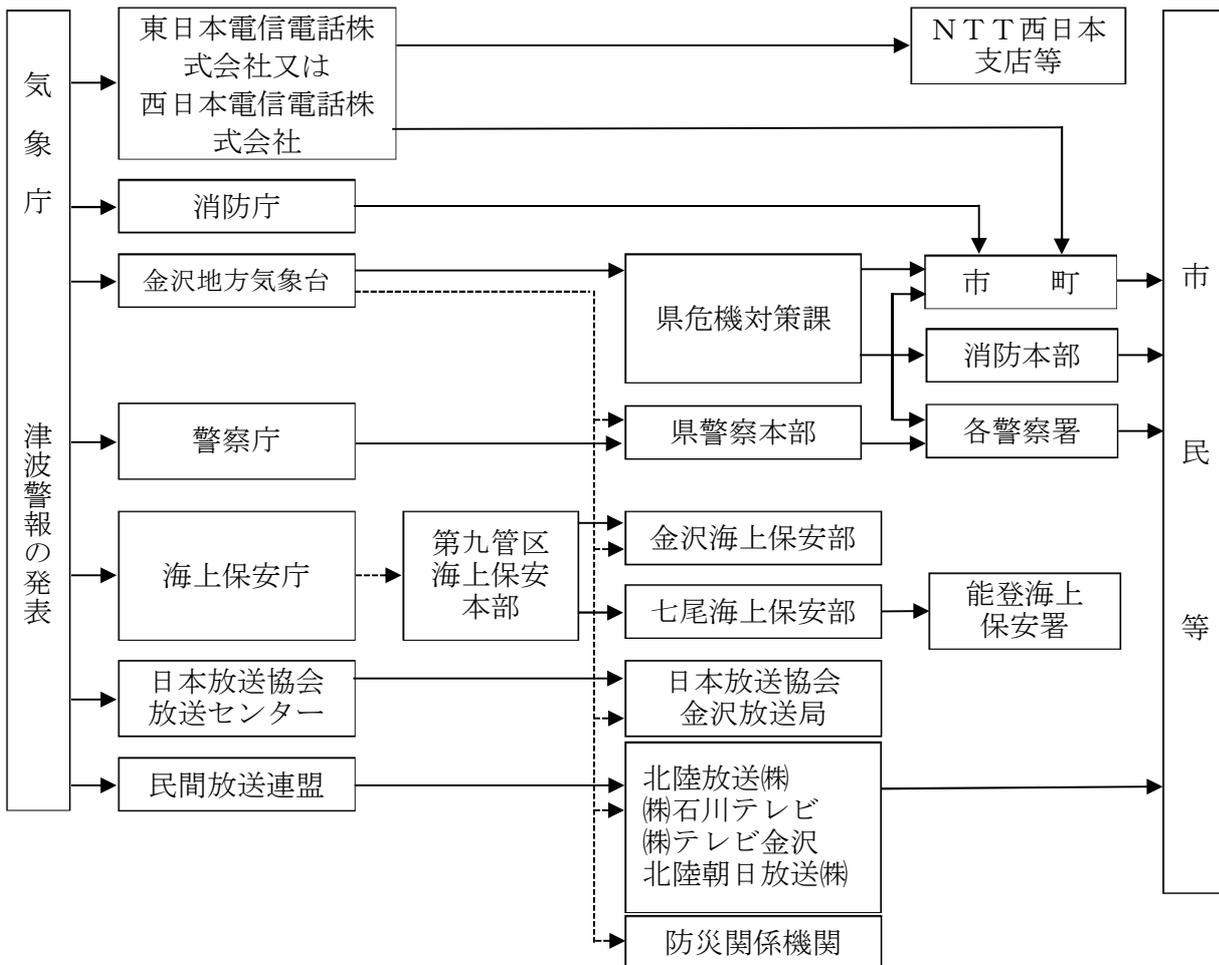
③津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

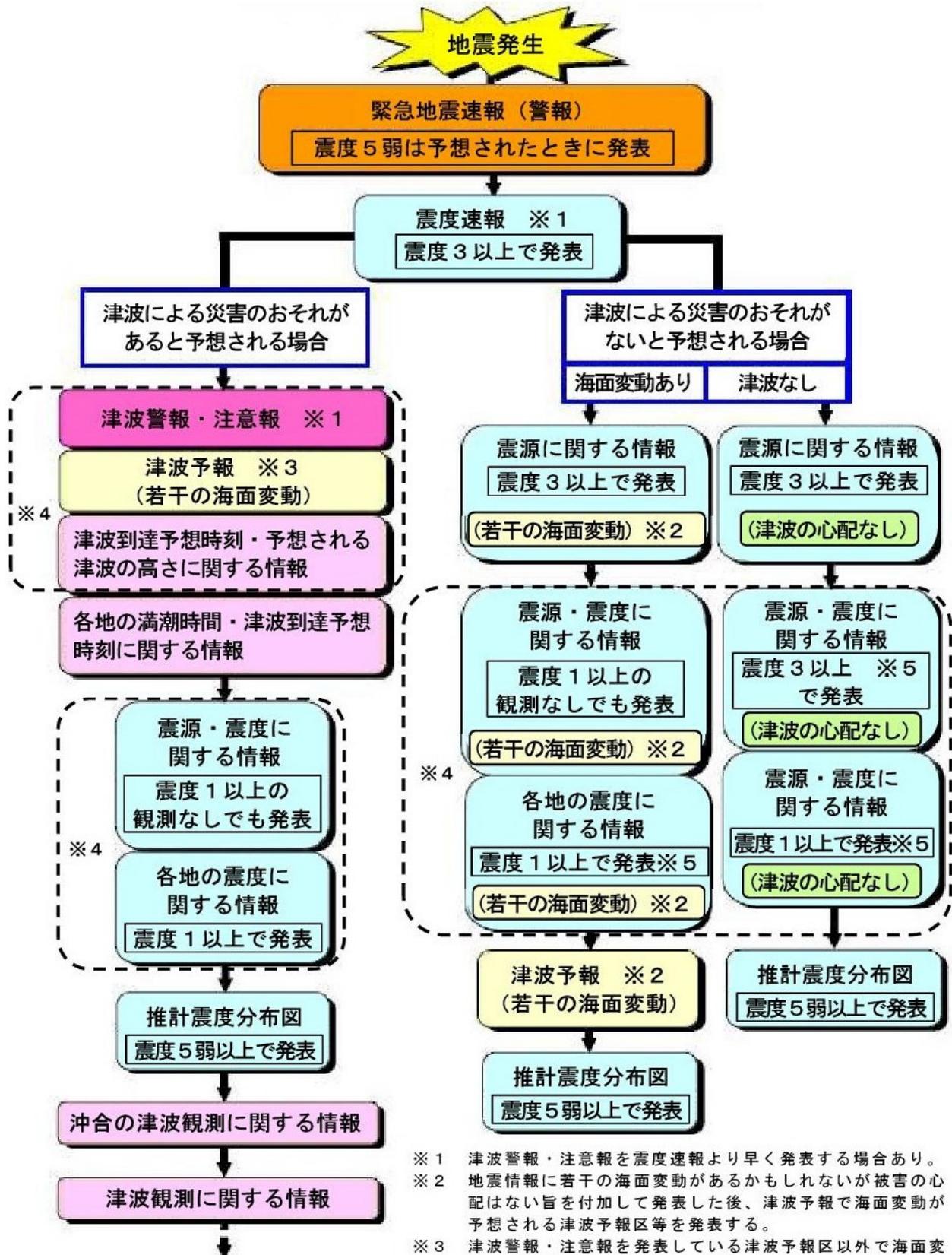
④沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

津波警報等伝達系統図



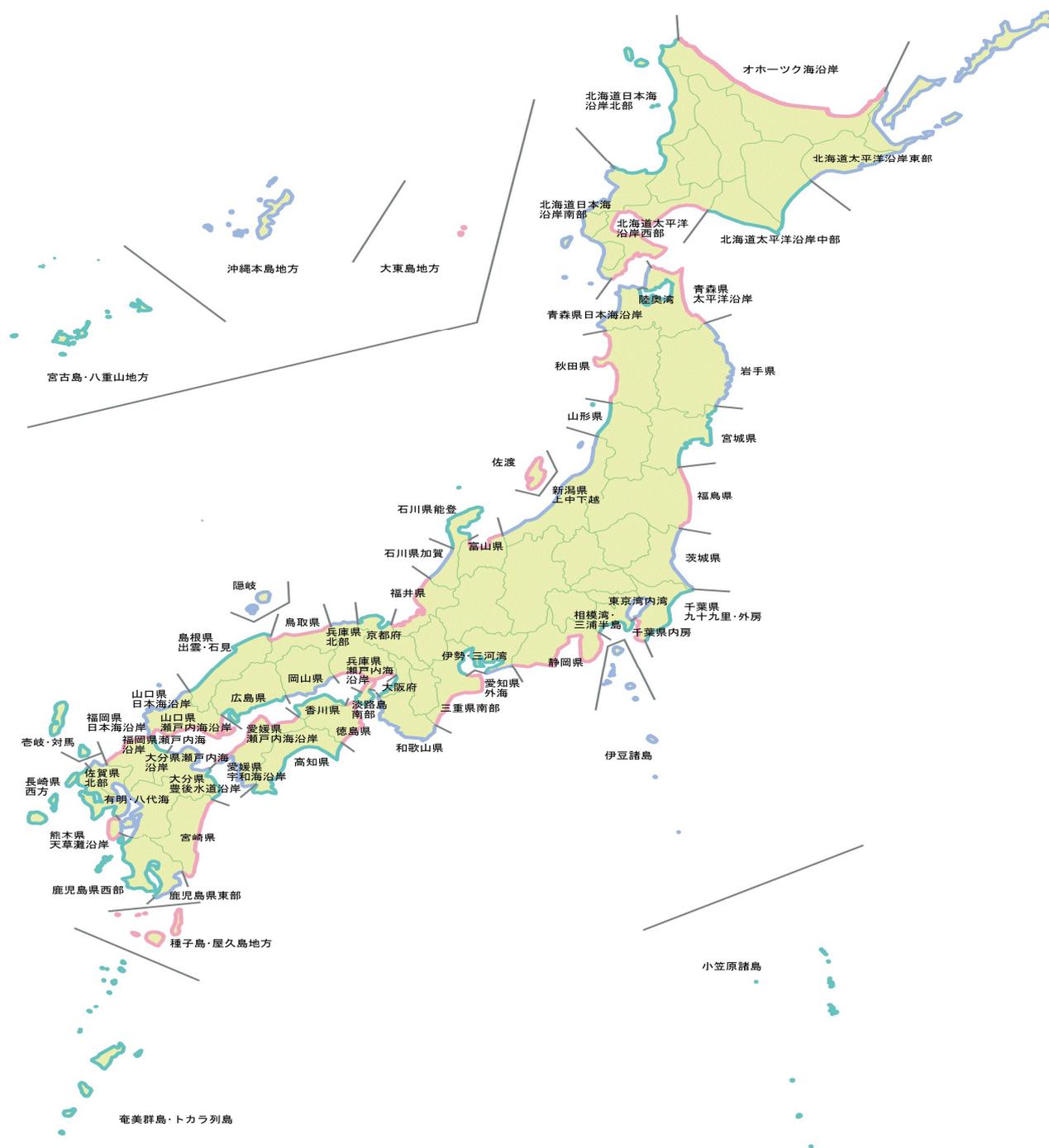
3 地震及び津波警報等発表の流れ



- ※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
- ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。
- ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。
- ※4 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、破線で囲んだ情報はそれぞれまとめた形の情報で発表する。
- ※5 気象庁ホームページでの「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」は、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表する。

4 津波に関する予報の伝達

(1) 津波予報区図



(2) 石川県における予報区

津波予報区の名称	区 域
石川県能登	石川県（かほく市以南を除く。）
石川県加賀	石川県（かほく市以南に限る。）

(注) 石川県能登：輪島市、珠洲市、七尾市、羽咋市、鳳珠郡、鹿島郡、羽咋郡
 石川県加賀：金沢市、小松市、白山市、加賀市、かほく市、能美市、野々市市、
 河北郡、能美郡

5 津波情報の種類と発表内容

津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻（※1）や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表（発表される津波の高さの値は、「表 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」を参照）
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※2）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※3）

（※1） この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。

（※2） 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時間と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉を発表して、津波が到達中であることを伝える。

6 津波情報の周知

津波情報		初動の対応（周知手段）	その他の対応
津 波 情 報	津波注意報 ※1	1 全国瞬時警報システム(Jアラート) による防災行政無線 【気象庁からの発表と同時に自動起動】 2 テレビ、ラジオ等	市メール配信サービス、 LINE等による周知
	津波警報 ※2	1 全国瞬時警報システム(Jアラート) による防災行政無線 【気象庁からの発表と同時に自動起動】	
	大津波警報 (特別警報) ※3	2 緊急速報メール 【気象庁からの発表と同時に速報】 3 テレビ、ラジオ等	

※1 津波注意報（Jアラートの音声等）の場合

消防サイレン音 10秒吹鳴2秒休止×2回

津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意してください。【×3回】

こちらは防災白山市です（下り4音チャイム）

※2 津波警報（Jアラートの音声等）の場合

消防サイレン音 5秒吹鳴6秒休止×2回

津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。【×3回】

こちらは防災白山市です（下り4音チャイム）

※3 大津波警報（Jアラートの音声等）の場合

消防サイレン音 3秒吹鳴2秒休止×3回

大津波警報、大津波警報、直ちに高台に避難してください。【×3回】

こちらは防災白山市です（下り4音チャイム）

第6章 避難情報の発令

1 発令基準

種 別	基 準
避難指示	大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたとき。

2 伝達方法

(1) 避難情報の発令手順

上記の発令基準により、下記の伝達方法で、市から速やかに市民へ伝達する。

(2) 伝達方法

津波情報		初動の対応（伝達手段）	その他の対応
津波情報	津波注意報	1 防災行政無線・緊急速報メール 2 災害情報共有システム(Lアラート)によるテレビやラジオ等で避難情報を伝達	市メール配信サービス、LINE等による伝達
	津波警報		
	大津波警報（特別警報）		

第7章 津波対策の教育・啓発

・強い地震（震度4以上）を感じたとき、また弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する等、自主避難を徹底する。

・津波に対する知識と備えを身に付けてもらうため、教育委員会や地元の自主防災組織、防災士会等と連携をとるなど、小学生や中学生を対象とした講演会・研修会等の実施に努める。（内容：津波災害の体験者、災害教訓の語り部、専門家等を招いた講演等）

・消防団員、自主防災組織、ボランティア、事業者等の防災担当者等について、普及啓発を行い、地域防災の要となるリーダーの養成に努める。

・気象庁などが作成した津波啓発ビデオ等の啓発資料を用いて、津波防災の啓発に努める。

第8章 避難訓練

円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うため、毎年1回以上の津波避難訓練を含めた防災訓練を実施するよう努める。特に、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期の実施に配慮する。

また、避難訓練は、地域住民が参加しやすい時間に設定するとともに、訓練参加者には、津波に対する啓発についても実施し、訓練終了後には訓練内容、方法、問題点等の検証を行う。

第9章 その他の留意点

1 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策

次の点に留意の上、観光協会や旅館組合等関係団体と協同して、観光客、釣り客等への避難対策の啓発に努める。

- (1) 情報伝達
- (2) 施設管理者の避難対策
- (3) 自らの命を守るための準備
- (4) 避難場所の確保、看板・誘導標識の設置
- (5) 津波防災の啓発

2 要配慮者の避難対策

津波避難において、要配慮者となりうる者（情報伝達面、行動面、地理不案内の面で円滑な避難が困難になることが予想される者）の避難対策を定めるに当たっては、要配慮者となりうる要因に応じて、情報伝達、避難行動の援助に留意する。

また、自主防災組織や民生委員、社会福祉協議会、ボランティア団体、福祉事業者等の連携を図り、要配慮者が円滑に避難できるよう、地域で支えあうための仕組みづくりに努める。